

「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例(仮称)」及び
「北海道言語としての手話の認識に普及等に関する条例(仮称)」(素案)に
ついての意見募集結果

平成30年2月21日

「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例(仮称)」及び「北海道言語としての手話の認識に普及等に関する条例(仮称)」(素案)について、道民意見提出手続きにより、道民の皆様から御意見を募集したところ、40人から、延べ327件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
条例の制定	○この条例が一日でも早く制定され、障がいを持っている人達が暮らしやすくなれば良いと思います。聴覚の障がいを持っている方のための字幕は、放送が音割れして聞きにくい場合、聞こえる人にも便利なこともあります。障がいを持っている人も無い人も共に暮らしやすい社会になることを願っています。	早期に条例が制定できるよう進めてまいりたいと考えております。 また、条例を制定した際には、障がい当事者の方をはじめ道民の皆様のご意見を伺いながら、施策の推進に努めていきたいと考えています。 B
条例の制定	○福祉の枠組みにとどまらず、また、聞こえる聞こえないに関わらず全ての道民、ひいては北海道を訪れる全ての人の利益につながる条例であってほしいと願います。	早期に条例が制定できるよう進めてまいりたいと考えております。 また、条例を制定した際には、障がい当事者の方をはじめ道民の皆様のご意見を伺いながら、施策の推進に努めていきたいと考えています。 B
条例の制定	○手話が言語として位置づけられ、手話の言語としての認識を広める条例がコミュニケーション条例と別立てで制定されることは大変喜ばしい限りです	早期に条例が制定できるよう進めてまいりたいと考えております。 B
条例の制定	○北海道で、すばらしい条例が施行されることに賛同します。	早期に条例が制定できるよう進めてまいりたいと考えております。 B

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
条例の名称	○「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」の名称について「北海道言語」というと「アイヌの言葉」とか「地域限定の言語」というイメージを受ける。「認識の普及等」という文言も解りづらい。もっと簡単明瞭に「北海道手話言語条例」としてほしい。(ほかに同様の意見23件)	<p>条例の名称につきましては、制定する自治体名を冒頭に付すことが基本となっており「北海道～」としたほか、条例で定める内容を明確に示すため、北海道障がい者施策推進審議会意思疎通支援部会での検討を踏まえ、素案記載の名称としたものです。</p> <p>今後、条例の内容の周知等を行うに当たっては、略称などの使用も含め、工夫していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
条例の名称	○条例の名称が長くてわかりにくいと思います。「意思疎通支援条例」「手話言語条例」など簡潔な名称が良いと考えます。	<p>条例の名称につきましては、条例で定める内容を明確に示すため、北海道障がい者施策推進審議会意思疎通支援部会での検討を踏まえ、素案記載の名称としたものです。</p> <p>今後、条例の内容の周知等を行うに当たっては、略称などの使用も含め、工夫していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
条例の名称	○条例名にある「北海道言語」とはいかなる造語でしょうか。北海道固有の言語、訛り、北海道弁等と誤解されます。条例名は、「北海道・障がい者の…条例」、「北海道・道民の手話表現への認識普及等…条例」に変更すべきと考えます。	<p>条例の名称につきましては、制定する自治体名を冒頭に付すことが基本となっており「北海道～」としたほか、条例で定める内容を明確に示すため、北海道障がい者施策推進審議会意思疎通支援部会での検討を踏まえ、素案記載の名称としたものです。</p> <p>今後、条例の内容の周知等を行うに当たっては、略称などの使用も含め、工夫していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
条例の規定	○意見の聴取の規定について、「北海道障がい者施策推進審議会の意見を聴くものとします」に続いて、「なお、審議会は必ず聴覚障がい者の代表を参加して行うこと」を付け加えるべきと考えます。	北海道障がい者施策推進審議会については、別に「北海道障がい者施策推進審議会条例」が定められ、委員は、学識経験者や障がい者などから、任命するものとされており、様々な障がい当事者からのご意見を施策に反映できるようにしているところです。 B
条例の規定	○「北海道言語としての認識の普及等に関する条例(仮称)」の(3)「手話の習得の機会の確保」について「聴覚障がい者とその家族」、「聴覚障がい者が在籍する学校」と「勤務する事業者」への手話習得の支援は明記されているが、他の地域住民、公共施設等の手話習得の支援が考えられていない。手話を使う聴覚障がい者が地域で生活するためには、地域の住民も手話を使えなくてはならないので、いろいろな場での手話習得の機会確保の支援をしてほしい。	地域住民等の手話の習得は、「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例(仮称)」において、意思疎通手段の確保に関する規定を設ける予定です。 B
条例の規定	○博物館等の公共施設で上映・放映されている解説動画等には、ろう者による手話解説付与を義務づける、学芸員による解説等のイベント時には一定の割合で手話による解説を設けるなど、具体的な内容を明記すべきです。	条例に基づき、情報保障の推進に向けた取組を進めてまいります。ご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。 C
条例の規定	○行政には手話通訳ができる職員がいてほしい。手話が通じる職員がより多くいて、目に触れる機会が増えれば、職員のみならず、一般市民も聴覚障がい者に対する理解が深まると思う。講習会の開催や手話通訳できる職員雇用等の内容を盛り込むべきである。	条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及や、意思疎通手段の理解の促進、意思疎通手段を使いやすい環境の整備などを進めてまいります。ご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。 C

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
条例の規定	○この条例が聴覚障がい者が利益を得るためのものではなく、聞こえる人と平等になるためのものであることを明記し、理解促進に努めてほしい。	<p>条例には、手話が独自の体系を持った言語であることを明示するほか、障がい者に対して障がい者でない者と同等の情報を確保するための、情報保障の推進などに関する規定を設ける予定です。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
条例の規定	<p>○意思疎通に関する条例と手話言語に関する条例両方とも賛成です。</p> <p>意思疎通に関する条例については、財政上の措置や施行されてから5年で見直しをする規定を置くのかもしれませんが、手話言語の方の条例については、それらの内容の記載がなく、意思疎通に関する条例と同等の扱いがなされるのか分かりません。</p> <p>必要な時には見直しや意見を汲んでくださればと願っています。</p>	<p>両条例には、施行後5年を経過するごとに見直しを行う旨の規定を設ける予定です。</p> <p>また、条例を制定した際には、障がい当事者の方をはじめ道民の皆様のご意見を伺いながら、施策の推進に努めていきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
手話の習得の支援	○中途難失聴者の手話習得についても保障する事を条文に明記していただきたい。本文を読むと中途難失聴者への手話獲得という視点が盛り込まれておりません。難聴者に手話は必要ないなどという意見を聞くこともあるが、難聴者の手話習得を条例からも排除するのは、重大な人権侵害になるのではと思う。	<p>条例には、意思疎通手段の確保として、障がい者及び障がい者でない者が意思疎通手段を習得するための取組への支援に関する規定を設ける予定です。</p> <p>中途難失聴者に対する手話の習得の支援については、当該規定に基づき、障がいの特性や障がい者本人のニーズに沿って、必要な支援が行われるよう努めていきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
条例の推進管理	○手話を言語として認識されていないために苦勞をしている道民がいます。苦勞している実態を道民に理解してもらい、条例の目的が実のあるものとして浸透するように、監視・協議する機関を設置してほしいと思います。コミュニケーション条例についても、同様に条例の効果を確認し推進する機関の設置が必要だと思えます。	<p>施策の推進に当たっては、北海道障がい者施策推進審議会の意見を聴いて行うこととしており、施策の推進状況の進行管理についても同審議会の確認等のもと行っていく予定です。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

区分 (主要内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
施策の推進全般	○北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例の制定は、言語を正しく認知し広げていくことを明文化したものであり、情報コミュニケーション条例より確実に守られていくものと感じており、大賛成で喜ばしい気持ちです。しかし、社会全体に示すだけのものにならないよう施策の十分な検討をお願いしたいと思います。	<p>条例を制定する趣旨を踏まえ、障がい当事者の方などはじめ道民の皆様のご意見を伺いながら、施策の推進に努めていきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
施策の推進全般	○理念にとどまらず、道は実効性のある施策を進めてほしい。	<p>条例を制定する趣旨を踏まえ、障がい当事者の方などはじめ道民の皆様のご意見を伺いながら、施策の推進に努めていきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
施策の推進全般	○理念のみの条例にならないよう、北海道は実効性のある施策を進めてほしい。手話言語条例及び手話言語法の制定を求める運動は、ろう者当事者の大きな願いのもとに進められてきていることを理解し、尊重してほしい。全国初の二つの条例の同時採択を進めるという北海道のすばらしい考えを実のあるものにしてほしいと思う。	<p>条例を制定する趣旨を踏まえ、障がい当事者の方などはじめ道民の皆様のご意見を伺いながら、今後、施策の推進に努めていきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
施策の推進全般	○聴覚障がい者が困っていること、希望することを具体的に取り上げて、それを周囲の人々に伝える方策をとってほしいと思います。	<p>条例に基づき、意思疎通手段や社会的障壁についての理解の促進を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
施策の推進全般	○自治体により、情報保障体制に相違がないように施策を推進していただくこと、自治体のみでなく、利用者・支援者側も一体となって条例を促進できるような形で周知していただくことを希望します。	<p>条例には、道の責務、障がい者及び意思疎通支援者等の役割に関する規定を設けるとともに、市町村と連携して施策を推進することや、意思疎通の支援は、これらの関係者・関係機関が協働して推進する旨の規定を設ける予定です。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto; margin-right: 0;">B</div>
施策の推進全般	○条例をどう生かしていくかが重要だ。聞こえない人が気兼ねなく手話でコミュニケーションできる場を保障し、聞こえる人が手話を覚える場を広げるための施策を具体化し、続けてほしい。	<p>条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及や、意思疎通手段の確保に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto; margin-right: 0;">C</div>
理解促進	○聴覚障がい者が何に困っているのか、具体的に取り上げ、周囲の人に解ってもらえるような方策をとってほしい。(ほかに同様の意見24件)	<p>条例に基づき、意思疎通手段や社会的障壁についての理解の促進を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto; margin-right: 0;">C</div>
理解促進	○聴覚障がい者はみな同じではないという説明を加えてほしい。筆談が苦手な人もいる。	<p>条例には、意思疎通手段や社会的障壁についての理解の促進に関する規定を設ける予定です。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: auto; margin-right: 0;">B</div>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
理解促進	○若い世代はもちろん、年配者にも理解を広めたい。老若男女を問わず関心を高めることが大切。また、加齢により聴力が落ちて聞こえなくなった時にも、手話を取り入れて使うことで意思疎通がしやすくなる。	<p>条例には、手話が言語であるとの認識の普及や、意思疎通手段の理解促進に関する規定を設ける予定です。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
理解促進	○教育分野における手話の普及や様々なコミュニケーション手段があることの周知が重要と考えます。偏見のない幼児期の教育における普及とともに、親以上の世代の固定観念や偏見をなくす努力も必要と思います。	<p>条例には、手話が言語であるとの認識の普及や、意思疎通手段の理解促進に関する規定を設ける予定です。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
理解促進	○「意思疎通支援」など一般にはなじみの薄い言葉の概念をわかりやすく正しく道民に伝えることも必要と思います。	<p>条例制定の際には、条例の内容、考え方などを広くわかりやすい形で道民の皆様にお伝えするよう努めていきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
理解促進	○それぞれの施策には教育現場にて普及できるよう推進し、どこにいても、隔たりなく普通に生活のできる環境となることを望みます。相互理解が進むよう、まずは行政担当者が身内のことと考え理解しようと努めていただきたいです。	<p>条例に基づき、意思疎通手段の理解の促進などを進めてまいります。</p> <p>ご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
理解促進	○「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例(仮称)」及び「北海道言語としての手話の認識に普及等に関する条例(仮称)」を見て、障がい者に対する一般人の理解を広めるための政策はすばらしいと感じました。また、具体的に一般人にも理解を深めるためには、小中高教育で英語などを取り入れているように、学校教育にも手話などを取り入れて学ぶ機会がもって増えるといいと感じました。ですが、今回この基本方針を見て感じたのは、具体的にどのようなように一般人に対し手話に対する認識を広めていく活動を行っていくのかが少しわかりにくいと感じました。その点を具体的に示していただきたいと思う。	<p>条例には、施策の基本方針等を定めることとしております。</p> <p>条例に基づく具体的な取組を進める上では、道民の皆様到手話に対する認識などを深めていただけるよう、様々な機会を活用して、わかりやすい普及啓発に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
環境の整備	○電話リレーサービスの普及を図ってほしい。	<p>条例に基づき、意思疎通手段を使いやすい環境の整備を進めてまいります。</p> <p>ご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
環境の整備	○札幌の病院へ行ったときに、受付のところに「手話通訳」と書いたものをつけている人を見ました。その他の障がいの方がよく利用する所でも、手話がわかる人がいると心強いと思います。聴覚障がい者がわかるようにしてあげることが大切だと思います。	<p>条例に基づき、意思疎通手段を使いやすい環境の整備を進めてまいります。</p> <p>ご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
環境の整備	○聴覚障がい者への支援を示す「手話マーク」が貼られている場所をあまり見かけません。「手話通訳できる職員及び手話ができる職員が常駐しています」など病院、銀行、駅などもっとアピールした表示がされるべきと思う。	<p>条例に基づき、意思疎通手段を使いやすい環境の整備を進めてまいります。</p> <p>ご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
環境の整備	○手話マーク(シール、ワッペン)を、役所、銀行、お店等に貼って幅広く興味を持ってもらえると良い。	<p>条例に基づき、意思疎通手段を使いやすい環境の整備を進めてまいります。</p> <p>ご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
環境の整備	○テレビ電話リレーサービスについて、聴覚障がい教職員が働いている学校において、導入できるように予算を確保してほしい。電話は、聞こえる人が代理でかけたり、受けたりしなければならず、聞こえる人同様に電話ができるためには、整備が必要です。最も取り組むべき施策として検討してほしい。	<p>条例に基づき、意思疎通手段を使いやすい環境の整備を進めてまいります。</p> <p>ご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
環境の整備	○音声認識のアプリがあります。手話言語は大事ですし、手話の学習は最も必要です。しかし、手話学習は完璧になるまで時間がかかります。リアルに対話し、情報共有できる文字情報が得られる音声認識アプリは重要な役割を持ちます。しかし、学校には(アプリを導入するための)予算もなく(セキュリティの確保等のための)ネット整備により使用することはできない状況です。教育委員会が責任を持って予算を確保することにより、教育現場において様々な場面で音声認識アプリの使用が可能になるように検討してほしい。	<p>条例に基づき、意思疎通手段が使いやすい環境の整備や、情報保障の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
情報保障	○聴覚障がい者の情報保障の担い手である手話通訳者の身分保障を進めてほしい。行政職員の正職員化を進めてほしい。(ほかに同様の意見23件)	<p>条例に基づき、意思疎通手段が使いやすい環境の整備や、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
情報保障	○交通機関において、電光掲示板に手話もつけて情報提供してほしい。(ほかに同様の意見22件)	<p>条例には、情報保障の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
情報保障	○災害時・緊急時に防災無線のような情報を得るための機器の整備をしてほしい。また、避難所では手話のできる人を配置してほしい。手話ができる人や障害がわかるように、バッチ、ワッペン、マークなどの使用を具体的に考えてほしい。(ほかに同様の意見22件)	<p>条例に基づき、意思疎通手段が使いやすい環境整備や情報保障の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
情報保障	○民間ニュース放送に、手話(ワイプ)をつけてもらえるよう働きかけてほしい。(ほかに同様の意見24件)	<p>条例に基づき、情報保障の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
情報保障	○高齢者の中には字が読めない・書けない方々がいるので、その方に対応できるような対策を取ってほしい。	<p>条例に基づき、意思疎通手段の理解の促進や、情報保障の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
情報保障	○ろう児への情報保障のアプローチの拡充、地域で子育てできる環境の整備、手話の普及は長期計画で整備したらよいと思う。	<p>条例に基づき、手話が言語であることへの理解促進や、情報保障の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
情報保障	○利用者が居住地以外で情報保障を希望する場合には、広域派遣を適用できるよう要望します。	<p>条例に基づき、情報保障の推進や、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; float: right; margin-top: 5px;">C</div>
情報保障	<p>○コミュニケーション支援を利用しやすいよう、条例制定後の周知パンフレット等に、利用方法について、平易な表現で記載していただくよう希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用できる資格 ・利用可能な事案(利用不可の事案 例:宗教に関わる事案等) ・申請先 ・申請方法 ・費用負担がある場合にはその金額 等 	<p>条例に基づき、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; float: right; margin-top: 5px;">C</div>
情報保障	○道議会中継への手話の挿入を進める必要がある。	<p>条例に基づき、情報保障の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; float: right; margin-top: 5px;">C</div>
情報保障	○手話通訳の広域派遣が可能であることから、事業者、企業の研修会などを主催する際、必ず手話通訳の配慮をもらえるように、研修会などの啓発活動をするをお願いしたい。手話通訳の配慮が個人負担になっているケースがまだまだあります。	<p>条例に基づき、情報保障の推進や、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; float: right; margin-top: 5px;">C</div>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
情報保障	○マスコミに対して手話通訳のワイプを入れる配慮を努力義務として働きかけるようお願いします。字幕だけではなく手話通訳による同時性(リアル)の情報保障が必要なるうあ者がたくさんいます。	<p>条例に基づき、情報保障の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
意思疎通支援者の養成	○大きな問題として、要約筆記者の不足があげられます。道主催の養成講座が開催されていますが、終了するまでの期間が2年に渡り、前期と後期の間隔もあき、効率的とは言えません。多くの受講生は、仕事を持つ中、貴重な時間と、人によっては、多くの交通費、宿泊費をかけています。講習を1年間に集約し、受講しやすく、また、負担と無駄の軽減を図るべきではないでしょうか。	<p>条例に基づき、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
意思疎通支援者の養成	○(要約筆記者の)認定試験の受験資格の緩和をご検討願います。認定試験開始以前から、要約筆記奉仕員として各地で活動し、スキルも経験も豊富な方も多くいらっしゃいます。色々な形で、要約筆記を学んでいる方もいます。少しでも多くの方々に、受験の機会を与えていただきたい。	<p>条例に基づき、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
意思疎通支援者の養成	○通信機器、環境のめざましい進化もあり、養成講座、あるいは派遣に関しても、遠隔操作やサテライト形式の採用は、この広大で、冬も厳しい北海道においては、大変有効であると考えます。	<p>条例に基づき、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
意思疎通支援者の養成	○道の要約筆記者養成は、現在2年を1単位として講座が開催されています。現段階では要約筆記者が不足しているため、他自治体のように単年度での開催を希望します。 また、試験対策の講習や現任者の研修の開催を要望します。	<p>条例に基づき、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
教育	○小・中学校の教育現場で、手話を習得できるようにしてほしい(出前講座等)。手話を学ぶことによって障がい者への理解が深まり、手話の獲得も早い時期にできることは良い。ろう児が手話を学び、手話を使って教育を受けられるようになると共に、聞こえる子にも手話を学ぶ環境を。(ほかに同様の意見23件)	<p>条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及や、手話の習得の機会の確保、障がい者の意思疎通手段についての理解促進を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
教育	○幼稚園・保育園児向けに手話DVDを作り(劇風、物語風に、聞こえない障がい者が理解できるように)、普及してほしい。(ほかに同様の意見23件)	<p>条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及や、障がい者の意思疎通手段についての理解促進を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
教育	○小学生の孫が、手話の勉強をしたことを楽しそうに話してくれました。これが出前講座なのか……。早い時期に色々な角度でこのような企画あればいいと思います。	<p>条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及や、障がい者の意思疎通手段についての理解促進を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

区分 (主要内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
教育	○小中学校の教育現場で手話を習得できるようにしてほしい(出前講座等)。手話に興味を持てるようになると思う。その上で、高校以上では選択科目で「手話」の授業があればよい。英語と同じように、言語として学べる機会を増やしてほしい。	<p>条例に基づき、手話の習得の機会の確保や、意思疎通手段の確保に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
教育	○ろう者が義務教育の中で手話教育を受けて、授業が受けられることが重要。ろう児が手話を学び、手話を使ってあらゆる教科を学ぶ学校教育の整備が必要。小・中・高・大学など、教育現場で「手話は言葉である」ということの理解浸透が必要。	<p>条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及や、手話の習得の機会の確保に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
教育	○ろう児が手話を学び、手話を使ってあらゆる教科を学ぶ学校教育の整備が必要。	<p>条例に基づき、手話の習得の機会の確保に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
教育	○小学校、中学校、高校、大学などあらゆる教育現場で「手話は言葉である」ということの理解浸透が必要。	<p>条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
教育	○聞こえる人が手話を習得するには一般的に多大な時間を要します。高等学校、大学の語学選択授業に、外国語と同様に「手話」「手話言語」の選択科目の導入を検討していただきたい。	<p>条例に基づき、手話の習得の機会の確保や意思疎通手段の確保に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
教育	○教育委員会が取り組んでいる手話研修に対しては、教職経験者(聞こえる人)ではなく、手話講師(ろう者、聴覚障がい教職員)を活用して手話研修を推進するよう義務づけることをお願いします。現在、手話のできる聞こえる人が進めていますが、誤解していることもあります。北海道ろうあ連盟は約70年の歴史があり知識を蓄えているためその知識を持っているろう者がたくさんいます。積極的な活用を図ることにより、聴覚障がいの児童生徒、大学生の未来を豊かにしてくれることを願っています。	<p>条例に基づく施策の推進に当たっては、障がい者や関係団体等と協力・連携して進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
手話の普及	○専門性の高い職場(金融機関・飲食店・病院・介護施設・警察・消防・交通機関など)で、職種別に手話講座を開き、普及に努めてほしい。行政には手話通訳のできる職員がいてほしい。(ほかに同様の意見23件)	<p>条例に基づき、意思疎通手段を使いやすい環境の整備や情報保障の推進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
手話の普及	○手話を身近なものとして感じられるように、道・市町村のホームページや広報に手話のコーナーを設け、毎回掲載してほしい。また、公共施設に手話のリーフレットを置き、手話に触れる機会を増やしてほしい。(ほかに同様の意見23件)	<p>条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及や、障がい者の意思疎通手段についての理解促進を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
手話の普及	○見た目では分からない聴覚障がい者がいること、手話を見たことがない人にも分かってもらうため、日常生活の中に目に触れる機会を増やすことが大切。道の番組にろう者によるミニコーナーを設ける、地域の手話サークルや活動団体の紹介なども良いと思う。	<p>条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及、障がい者の意思疎通手段についての理解促進を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきまして、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
手話の普及	○手話を普及させるためには、同時に手話講習を行う講師の育成が必要。	<p>条例に基づき、意思疎通支援者の養成に向け必要な取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきまして、今後、条例に基づく施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
手話の普及	○小学校からの手話学習をと思いますが、月1回でも始めると、手話をもっと学びたいと思う人が早くから学ぶ場を探すきっかけになるのではないのでしょうか。	<p>条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及、手話の習得の機会の確保や意思疎通手段の確保に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきまして、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
手話の普及	○役場、病院、介護施設等に手話のできる職員がいると良いと思います。また、処遇の保障もしてあげてほしいです。	<p>条例に基づき、意思疎通手段を使いやすい環境の整備や情報保障の推進のための取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきまして、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
手話の普及	○手話が少しでもわかる人を増やすために、市町村で行う「手話奉仕員講座」を全道各地で開催してほしい。	<p>条例に基づき、障がい者の意思疎通手段のついで理解促進や意思疎通支援者の養成を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
手話の普及	○消防、警察、司法は、聴覚障がい者が身の安全を守っていただく機関です。手話研修を必ず取り入れていただくようにお願いします。	<p>条例に基づき、情報保障の推進のための取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
手話の普及	○リーフレットの無料配布だけでなく、図書館において手話に関するコーナーの設置を働きかけることなど、身近に知ってもらえる環境整備に予算を用意してほしい。特に小中学校の難聴学級、聴覚特別支援学校(ろう学校)に対しては、手話に関する本の購入ができるよう、予算を増やすことをお願いしたい。	<p>条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及や障がい者の意思疎通手段についての理解促進を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
手話の普及	○手話言語条例は地域社会で暮らす人々に「言語であること」を広げる大きな重みのある条例です。乳幼児から高齢者まで日常生活の中で手話に触れあえるようにリーフレットなどを通して手話を普及する意識を持ち、意見を時間をかけて検討していただければ幸いです。同時に意思疎通支援においても、合理的配慮という視点での施策を協議する際は、聴覚障がい当事者の政治参加が円滑になるように願っています。	<p>条例には、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進する際、障がい当事者の方などが参画している北海道障がい者施策推進審議会の意見を聴く旨の規定を設ける予定です。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
手話の普及	○手話が必要な観光客らに「もてなしの心」でサービスをするように進めてほしい。	<p>条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及や障がい者の意思疎通手段についての理解促進を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; float: right; margin-top: 10px;">C</div>
手話の習得の支援	○聴覚障がい乳幼児をもつ保護者が聴覚障がい、手話についての正しい情報を得、その子にとって最も適切な成育環境を選択できるよう支援する体制が必要である。	<p>条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及や手話の習得の機会の確保に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; float: right; margin-top: 10px;">C</div>
手話の習得の支援	○ろうの子どもが生まれたときに保護者へ手話という言葉があることの情報提供をする。	<p>条例に基づき、手話が言語であるとの認識の普及や手話の習得の機会の確保に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; float: right; margin-top: 10px;">C</div>
手話の習得の支援	○一般の学校に通うろう児が手話を獲得し、手話を学習し、手話で学ぶことができるようにするための支援体制の整備が必要である。	<p>条例に基づき、手話の習得の機会の確保に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; float: right; margin-top: 10px;">C</div>

区分 (主な内容で分類)	意見の概要	意見に対する道の考え方※
財政上の措置	○手話に関する予算はそれぞれの分野で確保と考えてほしい。例えば、議会の通訳は議会予算。学校関係は教育予算。	<p>条例では、施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
その他	○障がい者雇用の拡充を図って欲しい。障がいを理由に雇用を断られたり、企業や行政の障がい者雇用率が目標達成されていない現状がある。(ほかに同様の意見23件)	<p>道では、関係機関等と連携して障がい者の就労支援の推進に努めているところです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後、施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
 (社会参加グループ)
 電話011-231-4111
 内線25-708